

外国人労働者問題¹

専門労働者獲得のために

神戸大学 菊地徹研究会 国際雇用政策分科会

2006年12月17日

三好賢太郎 平尾晋吾 中平早紀 井澤典子

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、後藤教授（神戸大学）、菊地助教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第1章 問題意識

第1節 外国人単純労働者受け入れについて

第2節 外国人専門労働者受け入れについて

第2章 現状分析

第1節 外国人専門労働者の定義と在留資格

第2節 政府見解と諸政策

第3節 企業の見解

第4節 外国人専門労働者微増の要因

第3章 先行研究

第1節 Grubel モデル(1994)

第2節 Harris モデル(1998)

第4章 実証分析

第1節 分析手法

第2節 分析結果

第5章 政策提言

参考文献・データ出典

はじめに

現在、日本は少子高齢化が進展しており、厚生労働省「人口動態統計」によれば、2005年には、人口動態の統計を採り始めて（1899年）以降初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる「人口減少社会」が到来した。それに伴う労働力人口の減少も予想され、今後の日本の経済規模の維持や持続的成長を阻害する要因となると懸念されており、対策が急務となっている。現在検討されている対応策の中には、今まで労働力と見なされてこなかった女性労働者や高齢労働者の活用、ニート・フリーター問題の解消、さらには労働者一人あたりの生産性上昇など、国内にその解決策を見出そうとする意見がある一方で、近年注目を集めているのが外国人労働者の活用である。労働力人口の減少を解消するという側面に加え、近年の景気拡大に伴って企業の労働力不足が叫ばれるようになり、2004年には日本経団連が在留資格見直しなど外国人労働者の受け入れ制度の抜本的改革を求める提言を発表している。また2006年みずほ総合研究所「みずほりポート」によれば、2015年には製造業、建設業、サービス業などにおいて労働力不足が予想されている。このように、労働力需給ギャップの解消といった側面からも、外国人労働者受け入れを求める声が高まっている。

本稿を作成する上でかなりの時間を費やしたが、外国人労働者問題に関してかなり多くの知識を習得することができた。さらに、外国人労働者を活用することの有効性を、どうにかして伝えたいという思いから、分析や政策提言に関しても工夫をしたつもりである。これを通して、少しでも多くの人々が外国人労働者問題に関心を抱くことを切に願う。

なお本稿では多数の企業に電話調査を実施した。非常に忙しい中、懇切丁寧に回答してくださった企業に対して感謝したい。

第1章 問題意識

一口に外国人労働者と言っても、その枠組みは複雑かつ多様化している。外国人労働者受け入れに対する政府の見解は、専門的・技術的分野については積極的に受け入れていくとする一方で、単純労働者については「日本の経済社会や国民経済に対して多大な影響を及ぼす」として慎重な姿勢を示している¹。政府の見解からもわかるように、外国人労働者については「単純労働者」と「専門労働者」という2つの枠組みがあることが分かる。本稿では、単純労働者に関しては提言を避け、専門労働者に焦点を当てて提言を行うこととする。しかしながら、単純労働者に関する提言を避ける理由をここで記しておく。

第1節 外国人単純労働者受け入れについて

外国人単純労働者に関してだが、最近の景気拡大に伴った企業側からの受け入れ要請が高まる一方で、外国人犯罪の増加、社会不安の高まり、社会の二層構造化などの懸念から、慎重になるべきだとする意見もある。以下、単純労働者受け入れに対する意見をまとめた。

表1-1

| | 受け入れ積極派の意見 | 受け入れ慎重派の意見 |
|-------|------------------------|--------------------------|
| 経済的側面 | ・労働力人口の維持 | ・国内労働力の雇用機会縮小 |
| | ・マイクロレベルでの労働力需給ギャップの解消 | ・労働市場の二重構造化 |
| | | ・新たな社会的費用負担の創出 |
| | | ・労働生産性増加に伴う産業構造の高度化への悪影響 |
| | | ・景気変動に伴う失業問題の発生 |
| 社会的側面 | ・東アジア諸国からの受け入れ圧力 | ・劣悪な労働環境の維持 |
| | | ・外国人による犯罪の増加 |
| | | ・社会の二層構造化 |

¹ 2006年6月「政府広報」

さらに、後藤(1990)²は、従来の労働経済学的分析は貿易の存在を無視しているとの欠点を指摘し、CGE モデルによる詳細な理論的・計量的分析を行っており、単純労働者受け入れによって日本全体の経済厚生が悪化するとの結果が出ている。

表 1-2

| 外国人労働者受け入れの効果 | | | |
|---------------|-------|-------|-------|
| | 短期的効果 | 中期的効果 | 長期的効果 |
| 消費者の利害(社会的効用) | - | - | - |
| 経営者の利害(資本所得) | - | + | 無変化 |
| 労働者の利害(雇用者所得) | - | - | 無変化 |
| 国民所得 | - | - | - |

出所:後藤純一『外国人労働の経済学』(1990)

このように、単純労働者に関しては社会的側面の不安が大きいことに加え、国内労働者との代替性が見られるために経済厚生も悪化するという研究が数多くなされている。従って、本稿における提言は避けることとする

第2節 外国人専門労働者受け入れについて

専門労働者に関しては、受け入れによって外国との新たなネットワークが構築され、日本の国際化につながり、また単純労働者と比べて社会的不安も少ない。そして、将来減少が予想される労働力の維持や、日本が比較優位を持つ資本集約的分野の強化・成長にもつながるとして受け入れを積極化する姿勢が取られている。政府が初めて専門労働者の受け入れに積極的な姿勢を示したのが、1988年の「経済計画」及び「雇用対策基本計画」であり、それ以降この方針は継続されている。この方針に伴い、1990年の改正入管法により6種類しかなかった就労目的の在留資格が16種類にまで拡大されるなど、専門労働者受け入れ体制が整備されてきた。(専門労働者の現状については、現状分析で詳しく述べることとする。)

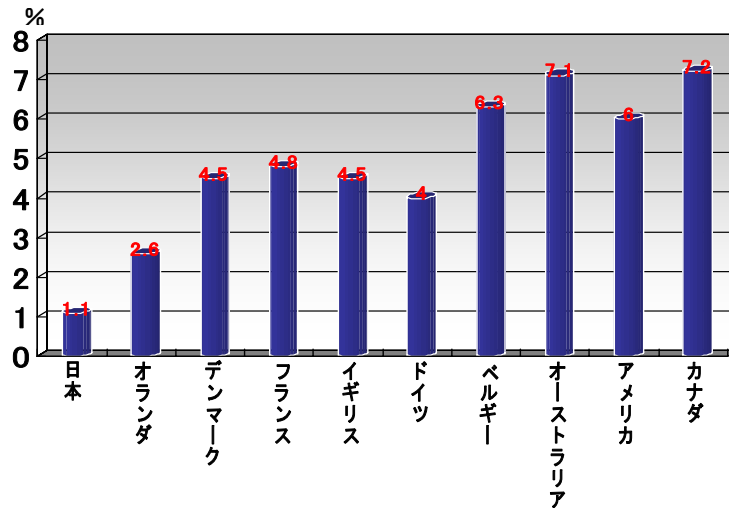
しかしながら、日本における専門労働者数は、世界の中ではまだまだ低い水準にとどまっている。(図1-1参照)つまり、政府の政策と現状とは、大きな乖離が見られる。

³ 1詳しくは、後藤純一『外国人労働の経済学』(1990)を参照されたい

以上の問題意識より、本稿では専門労働者に関する現状を詳細に分析し、専門労働者数が低い水準にとどまっている要因を明らかにした上で、先行研究・実証分析を通して専門労働者獲得に向けての有効な政策の提言を試みる。なお、以下で詳しく述べるが、専門労働者数が低水準にとどまっている要因のうち、本稿は企業側の専門労働者獲得に対する意識の低さや企業努力の欠如に注目して議論していく。こういった点を改善すべく、特に注目した点は、外国人専門労働者を受け入れることで、企業の生産性が上昇するということである。この点を企業側が十分に理解することで、専門労働者獲得に対する企業側の低意識、努力の欠如といった問題の解決が予想され、結果として日本における外国人専門労働者のさらなる受け入れにつながると考えられる。

図 1 - 1

専門労働者の外国人比率



出典：OECD International Mobility of the Highly skilled (2001)
 法務省入国管理局資料(2003)を基に
 経済産業省が作成

第2章 現状分析

現在の日本における専門労働者の現状を、「在留資格」「政府見解」「企業見解」の3つの視点から見ていき、さらに専門労働者が微増にとどまっている要因を考察する。

第1節 外国人専門労働者の定義と在留資格

日本に滞在する外国人は、原則として「出入国管理法及び難民認定法」(以下「入管法」)に規定されている在留資格を有する必要がある。在留資格と在留期間は下記の表に定める27種類に分けられている。

表 2 - 1

在留資格一覧と代表的職業・在留期間

| | 在留資格 | 代表的職業等 | 就労制限 | 在留期間 |
|-----------------|---------------|---|-----------------|---------------------|
| 就労が認められている在留資格 | 外交 | 外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族 | 一定範囲内 | 外交活動期間 |
| | 公用 | 外国政府の大使館・領事館の職員等及びその家族 | 〃 | 公用活動期間 |
| | 教授 | 大学教授等 | 〃 | 3年、1年 |
| | 芸術 | 作曲家、画家、著述家等 | 〃 | 〃 |
| | 宗教 | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等 | 〃 | 〃 |
| | 報道 | 外国の報道機関の記者、写真家等 | 〃 | 〃 |
| | 投資・経営 | 企業の経営者・管理者 | 〃 | 〃 |
| | 法律・会計業務 | 弁護士・公認会計士等 | 〃 | 〃 |
| | 医療 | 医師、歯科医師等 | 〃 | 〃 |
| | 研究 | 政府関係機関や企業等の研究者 | 〃 | 〃 |
| | 教育 | 高等学校・中学校等の語学教師等 | 〃 | 〃 |
| | 技術 | 機械工学、情報処理技術等の技術者 | 〃 | 〃 |
| | 人文知識・国際業務 | 通訳、デザイナー、企業の語学教師等 | 〃 | 〃 |
| | 企業内転勤 | 外国の事務所から転勤者で上の2つに同じ | 〃 | 〃 |
| 就労が認められていない在留資格 | 興行 | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等 | 〃 | 1年、6月、3月 |
| | 技能 | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等 | 〃 | 3年、1年 |
| | 文化活動 | 日本文化の研究者等 | 不可 | 1年、6月 |
| | 短期滞在 | 観光客、会議参加者等 | 〃 | 90日、15日 |
| | 留学 | 大学、短期大学、専修学校(専門課程)等の生徒 | 〃 | 2年、1年 |
| | 就学 | 高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒 | 〃 | 1年、6月 |
| | 研修 | 研修生 | 〃 | 〃 |
| 就労の制限がない在留資格 | 家族滞在 | 上記教授から文化活動まで及び留学の在留資格を有する外国人が扶養する配偶者又は子 | 〃 | 3年、2年、1年、6月、3月 |
| | 特定活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者 | 一定範囲内 | 3年、1年、6か月、個々に指定する期間 |
| | 永住者 | 法務大臣から永住の許可を受けた者 | 制限なし | 無期限 |
| | 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者、実子、特別養子 | 〃 | 3年、1年 |
| | 永住者の配偶者等 | 永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子 | 〃 | 〃 |
| 定住者 | インドシナ難民、日系3世等 | 〃 | 3年、1年、個々に指定する期間 | |

(備考) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(入管特例法)に規定されている特別永住者は、上記の在留資格を持たずに在留することができ、サンフランシスコ講話条約発効以前から我が国に在留する韓国・朝鮮人や台湾人等に対して供与されている。
(出所) 経済産業省「通商白書2003」。

このうち一定範囲内で就労が認められている在留資格は外交から技能までの16種類であり、この16種類を一般的に「専門的・技術的分野」と呼ぶ。(本稿における「専門労働者」、「熟練労働者」とは「専門的・技術的分野」の在留資格を有するものを意味する。) また、文化活動から家族滞在までの在留資格を有するものは、原則として就労が認められていない。永住者から定住者までの4種類の在留資格を有する者に関しては、就労活動の制限はない。

問題意識でも述べたように、政府は「専門的・技術的分野」の受け入れは認めているものの「それ以外」の分野、すなわち、未熟練・無資格の単純労働者や専門的・技術的分野に入っていない高度技能者等の受け入れは認めていない。つまり、就労を目的とする外国人は、外交から技能までの在留資格を有する必要があるが、現在就労のために我が国に入国する外国人は皆専門労働者であるとみなすことができる。

次にわが国における在留資格に基づく新規の外国人登録者数を見ていく。

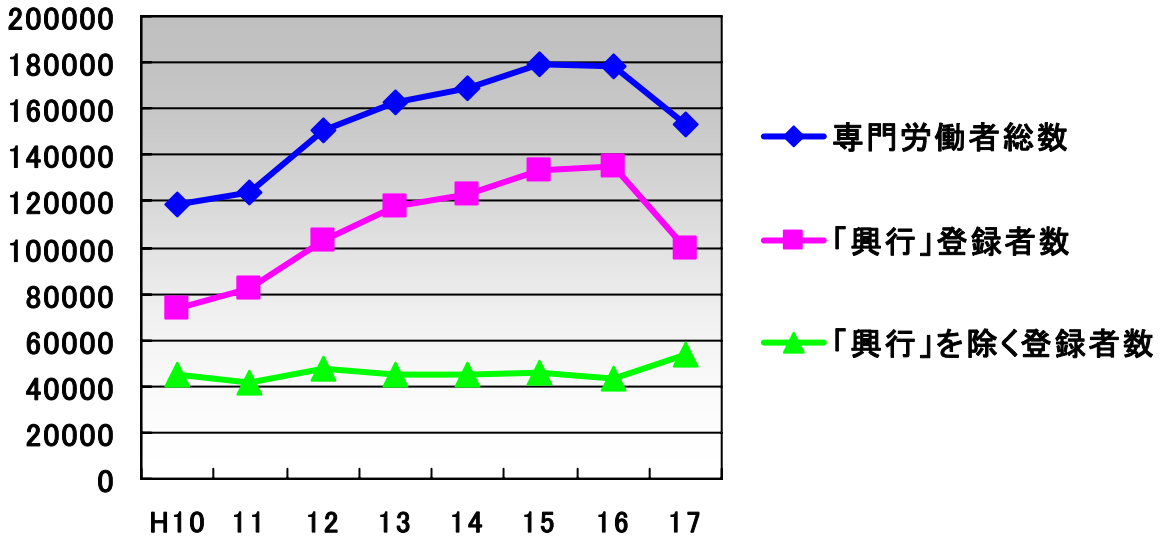
表 2-2 就労可能な在留資格における新規登録者数の推移

| 在留資格 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | | 平成 16年 | | 平成 17年 | | 対前年 増減率 (%) | 構成比 (%) |
|-------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|---------|-------------------|------------|
| | | | 対前年 増減率 (%) | 対前年 増減率 (%) | 対前年 増減率 (%) | 対前年 増減率 (%) | | | | |
| 総数 (就労可能な在留資格) | 162,866 | 131,504 | -0.2 | 178,564 | 0.4 | 180,220 | -0.2 | 153,054 | -0.2 | 100.0 |
| 外交 | 8,692 | 9,339 | 7.4 | 9,681 | 3.7 | 8,710 | -10.0 | 10,047 | 15.4 | 0.06 |
| 公用 | 12,220 | 14,060 | 15.1 | 13,552 | -3.6 | 12,633 | -6.8 | 17,577 | 39.1 | 0.11 |
| 教授 | 2,024 | 1,966 | -2.9 | 2,303 | 17.1 | 2,339 | 1.6 | 2,253 | -3.7 | 0.01 |
| 芸術 | 211 | 220 | 4.3 | 194 | -11.8 | 197 | 1.5 | 245 | 24.4 | 0.00 |
| 宗教 | 1,105 | 946 | -14.4 | 927 | -2.0 | 971 | 4.7 | 846 | -12.9 | 0.01 |
| 報道 | 166 | 351 | 111.4 | 241 | -31.3 | 150 | -37.8 | 248 | 65.3 | 0.00 |
| 投資・経営 | 681 | 566 | -16.9 | 598 | 5.7 | 675 | 12.9 | 604 | -10.5 | 0.00 |
| 法律・会計業務 | 5 | 1 | -80.0 | 4 | 300.0 | 0 | -100.0 | 2 | - | 0.00 |
| 医療 | 0 | 4 | - | 0 | -100.0 | 1 | - | 2 | 100 | 0.00 |
| 研究 | 793 | 782 | -1.4 | 647 | -17.3 | 577 | -10.8 | 607 | 5.2 | 0.00 |
| 教育 | 3,298 | 3,337 | 1.2 | 3,272 | -1.9 | 3,180 | -2.8 | 2,954 | -7.1 | 0.02 |
| 技術 | 3,308 | 2,759 | -16.6 | 2,643 | -4.2 | 3,506 | 32.7 | 4,718 | 34.6 | 0.03 |
| 人文知識・国際業務 | 6,945 | 6,151 | -11.4 | 6,886 | 11.9 | 6,641 | -3.6 | 6,366 | -4.1 | 0.04 |
| 企業内転勤 | 3,468 | 2,900 | -16.3 | 3,421 | 18.0 | 8,550 | 3.8 | 4,184 | 17.9 | 0.03 |
| 興行 | 117,839 | 123,322 | 4.7 | 133,103 | 7.9 | 134,879 | 1.3 | 99,342 | -26.3 | 0.65 |
| 技能 | 2,118 | 1,792 | -15.4 | 1,592 | -11.2 | 2,211 | 38.9 | 3,059 | 38.4 | 0.02 |

出典：法務省入国管理局『出入国管理』（2005）

図 2-1

専門労働者新規入国者数

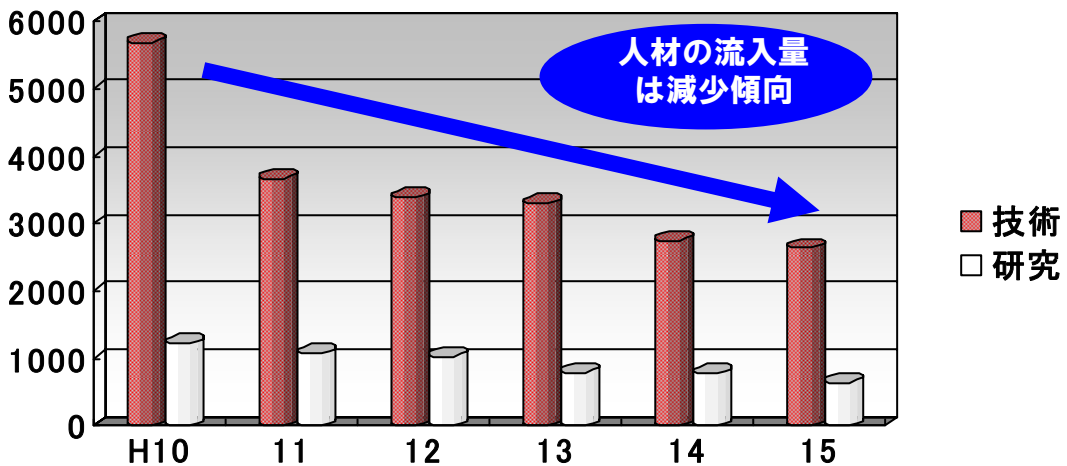


出典：法務省入国管理局『出入国管理』（2005）より作成

図 2-1 は、「専門的・技術的分野」の在留資格に基づく、新規登録者数の推移である。ここでは、ダンサーや俳優、プロスポーツ選手など、比較的企業とは関係の無い「興行」という在留資格に基づく新規登録者数の推移と比較している。新規登録者数には波があるものの、専門労働者の多数を占める興行の在留資格の新規登録者数推移と近似しており、興行を除く登録者数は微増にとどまっていることがわかる。特に図 2-2 に取り上げる技術・研究分野の在留資格の外国人新規入国者数に至っては、ここ 1～2 年での微増はみられるが、平成 15 年までは一貫して減少している。

図 2-2

技術・研究分野での外国人新規入国者数



出典：法務省入国管理局統計より経済産業省が作成

以上のことより、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れが進んでいないということがわかる。

第2節 政府見解と諸政策

先に、政府は1988年の「経済計画」及び「雇用対策基本計画」において初めて外国人専門労働者の受け入れ促進の方針を打ち出した、と述べた。ここでは、政府が現在までに打ち出してきた外国人労働者に関する主な政策とその流れについて見ていきたい。

表2-3 外国人労働者に対する政府の提言及び諸政策

| 年度 | 主な政策提言 | 内容 |
|-------|--------------------|--|
| 1988年 | 「経済計画」及び「雇用対策基本計画」 | 単純労働者受け入れに慎重な姿勢を示すとともに、専門労働者は積極的に受け入れるという方針をはじめて打ち出す。 |
| 1990年 | 改正入管法 | 就労可能な在留資格が6種類から16種類に改正。 |
| 1993年 | 「技能実習制度」発足 | 研修の結果、一定水準の技能が認められた場合、在留資格の「研修」から「特定活動」への変更が認められる。 |
| 1998年 | 第9次雇用対策基本法案 | 専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進すると提言。 |
| 1999年 | 第2次出入国基本計画 | 社会のニーズに応えるよう外国人の円滑な受け入れを図っていくという方針を打ち出す。 |
| 2000年 | e-Japan 計画 | IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的な受け入れを図っていくため、IT技術者受け入れに関する緩和措置を講じる。 |

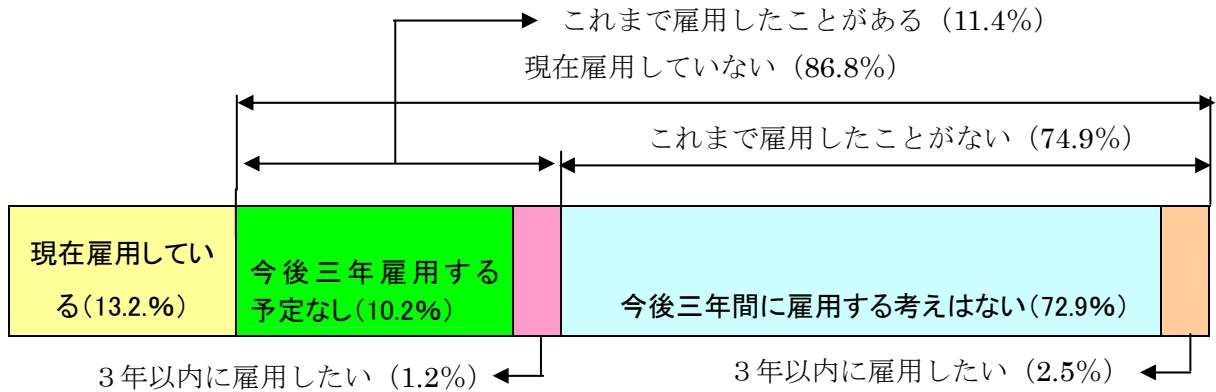
その他、出入国管理および難民認定法の改正により情報処理技術者や医師、看護師に関する就労制限は緩和されている。さらに、EPA交渉の結果、日本政府はフィリピン人看護師、介護師やタイ人スパセラピスト、調理師、介護師などの受け入れを基本的に合意し、受け入れにかかわる制度的枠組み作りに着手している。しかし、この受け入れに関しても「10年以上の経験者」などの厳しい項目が含まれている。

このように、現在も政府の基本的な見解は外国人専門労働者の受け入れ促進であり、今年6月に厚生労働省外国人労働者問題に関するプロジェクトチームによって発表された「外国人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ」では、専門的・技術的分野の更なる受け入れ促進と単純労働者についての受け入れに対する慎重な姿勢の維持が示された。

第3節 企業の見解

次に、実際に専門労働者を雇用する企業側の見解を見ていく。平成 13 年の厚生労働省「産業労働事情調査」によれば、単純労働者と専門労働者とに分けて調査しているわけではないが、外国人労働者を「雇う考えはない」とする企業が 72.9%にも上っている。

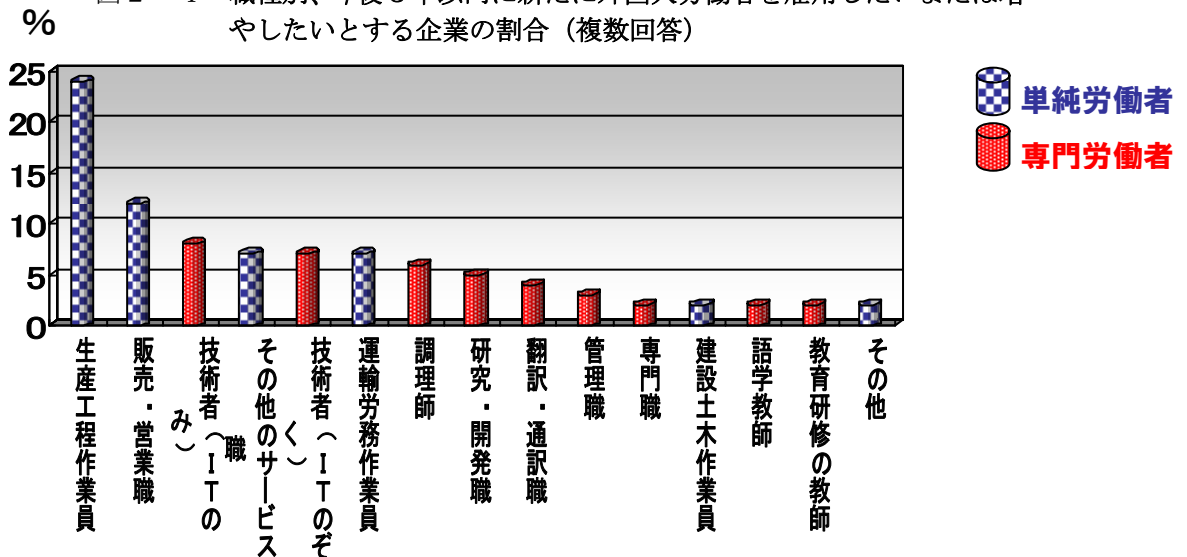
図 2-3 企業の外国人労働者に対する意識調査



出典：厚生労働省『産業労働事情調査』(H13)

さらに、近年の景気拡大に伴い、2004 年には日本経団連が在留資格見直しなど外国人労働者の受け入れ制度の抜本改革を求めた提言を発表しているものの、同調査では、「今後三年間に新たに雇用したい、または増やしたい外国人労働者の職種」について、工場生産工程員が 12.3%と、比較的単純な作業に従事する外国人の雇用を望んでいる状況であり、専門労働者の積極採用はとても活発な状態とは言えない。(図 2-4 参照)

図 2-4 職種別、今後 3 年以内に新たに外国人労働者を雇用したいまたは増やしたいとする企業の割合 (複数回答)



第4節 外国人専門労働者微増の要因

以上、在留資格・政府見解・企業見解の現状分析を踏まえると、政府が「専門労働者受け入れを積極的に推進する」という提言を打ち出しているにも関わらず、現実の専門労働者の入国は微増にとどまっていることがよく分かる。さらには、実際に専門労働者を雇う側の企業意識・努力がまだまだ乏しいということも分かる。

以上を踏まえ、専門労働者の増加が微増にとどまっている要因をまとめてみた。ここでは、上には挙げていない要因も記載している。

①在留資格が厳しい

表2-2を見れば分かるように「医療」など登録者数が極端に少ない在留資格があるのは、日本における国家資格水準の能力を要求しているものが多いためであり、「専門労働者は積極的に受け入れる」としながらも、在留資格はまだまだ緩和が進んでおらず、就労可能な在留資格による入国は厳しい状態が続いている。さらに、たとえ入国できたとしても、就労可能な在留資格においても、在留期間が「3年または1年」と非常に短く、この点も外国人専門労働者の入国を阻害する一因と考えられる。

②資格の相互認証制度の欠如

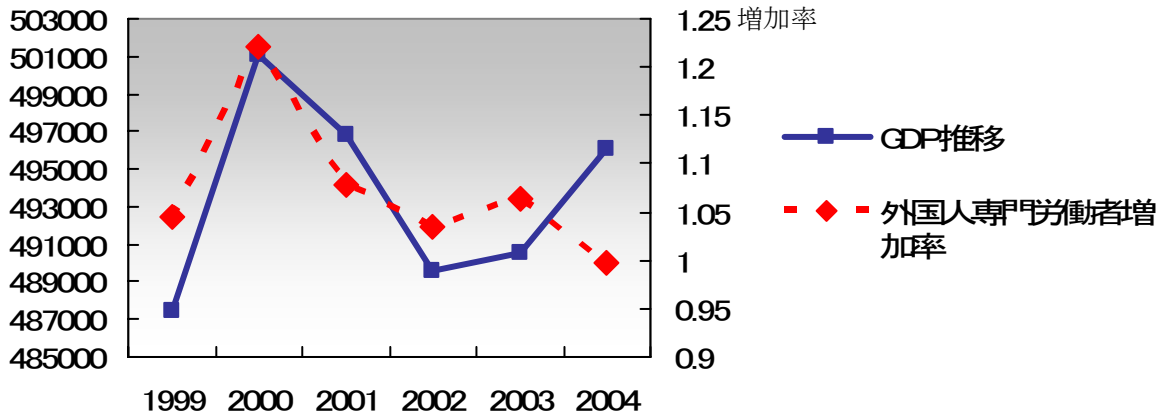
①と重複するが医療や介護・法務など国家資格を要するような分野については、日本と諸外国の資格の相互認証制度が欠如しているために、自国で資格を有する専門労働者は、日本で働く場合には日本で再度国家資格を取得する必要がある。現在EPAにより受け入れが進みつつあるフィリピン人看護師、介護師やタイ人マッサージ師に関してもこの相互認証制度が適応されておらず、各国からの要請は強まっている。このように資格の相互認証制度の欠如も専門労働者の受け入れを阻害する大きな要因の1つであろう。

③景気による影響

1990年代、日本はバブル景気の崩壊により長期の経済停滞期に陥り、外国人専門労働者が日本で働くインセンティブが小さかったことで、諸外国の専門労働者が日本を敬遠する傾向にあったことも要因の1つに挙げられる。

次頁のグラフは名目GDPと新規外国人専門労働者の増加率を表したものである。新規労働者（興行を含む）は2004年までは増加しているが、増加率を見た場合、景気の変動と相関していることがわかる。

図 2 - 5 外国人専門労働者新規入国者増加率とGDP推移



出典) 国民経済計算及び法務省入国管理局より作成

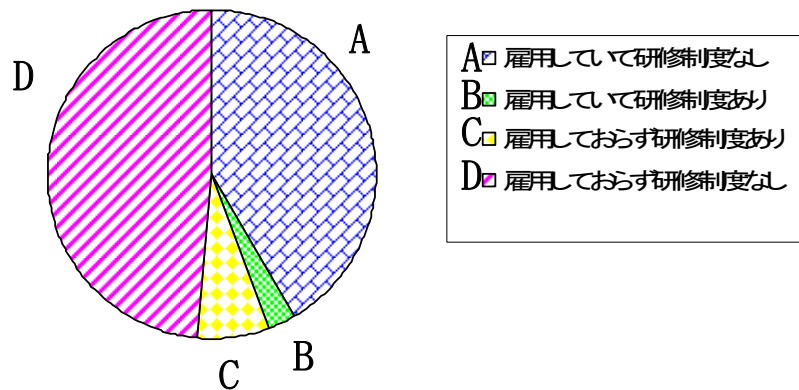
④企業側の専門労働者獲得への意識の低さ

これは第3節で述べたが、政府が積極的受け入れを提言している一方で、企業も足並みを揃えているかといえ、そうとは言えないというのが現状である。企業は景気拡大に伴う労働力不足で、単純労働者の受け入れは積極化するべきだとする一方で、専門労働者の受け入れについてはまだまだ意識が低いと言わざるを得ない。平成17年経済産業省は、『外国人労働者問題』において、「語学力の問題などから企業の外国人専門労働者に対するニーズは小さい」としている。

さらに、本稿では、電話で企業の外国人専門労働者獲得に対する意識調査を行った。第4章で行う実証分析で調査対象とした企業に対し、外国人専門労働者の雇用の有無別に、外国人専門労働者に対する日本語教育などの研修制度があるかどうかを調査したところ、(図2-6)の結果を得た。

図 2 - 6 企業の外国人労働者に対する意識調査

外国人専門労働者の有無と研修制度の有無

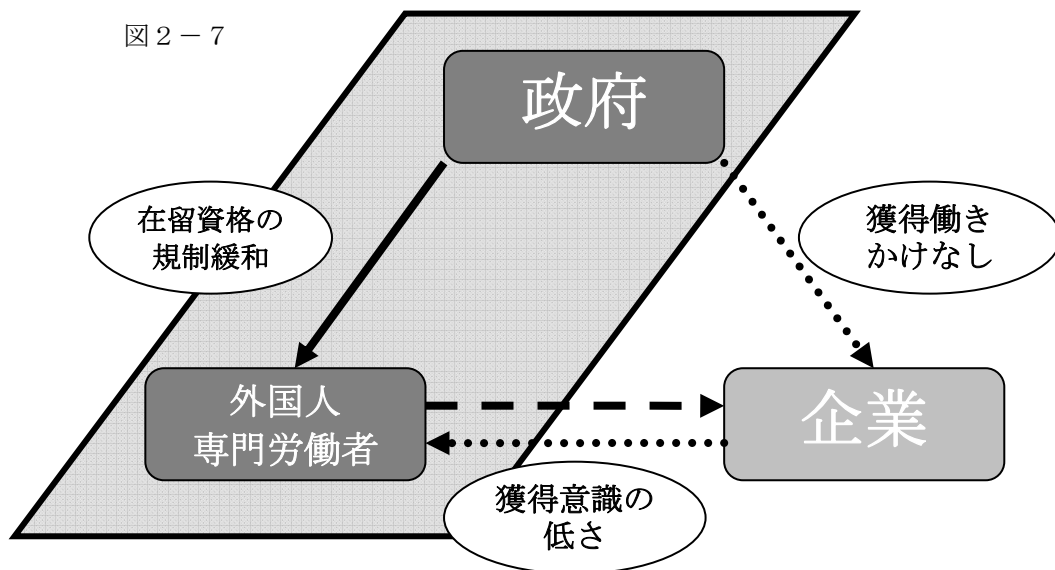


この調査は有効回答数が少なく、有意性に欠けるという問題点はあるものの、研修制度がない企業が非常に多いという点で、外国人専門労働者獲得に対する企業意識の低さを示唆する根拠の1つと言えるだろう。

⑤語学力

外国人労働者が日本で働く際に最も大きな壁となるのは日本語である。言うまでもなく、日本に来る外国人労働者は日本語を学ばなければならず、当然政府や企業による語学研修制度が必須である。しかし、外国人専門労働者に対する語学研修については、今のところ政府は実施していない。さらに、④の調査でも明らかのように、研修を実施している企業は非常に少ない。言語やコミュニケーションの問題から外国人労働者の受け入れに抵抗感を抱いている企業が多い。また、このことは外国人労働者側にとっても大きな問題であるといえる。

以上、現状分析では、外国人専門労働者が微増にとどまっていることを示し、政府見解と企業見解について見てきた。これを踏まえ、5つの要因を提示した。本稿では特に④・⑤の要因、つまり企業意識の低さや研修制度などの専門労働者受け入れ積極化のための努力が行われていないという点に注目し、実証分析・政策提言を行っていく。そこで、ポイントとなるのが、先行研究で示す通り、専門労働者受け入れの結果として生産性が上昇するという効果である。この点を明確に示すことによって、企業意識の改善と企業努力の向上を促せるような政策提言へとつなげていく。また、図2-7は現状分析で明らかになった政府・企業・外国人労働者の関係であり、政策提言ではこの三者の関係についても触れたいと思う。



第3章 先行研究

本章では、外国人熟練労働者の受け入れが技術水準の向上をもたらし、それにより国内労働者所得が低下しないことを説明した2つのモデルを紹介する。第1節では Grubel モデル (1994) の研究を説明する。Grubel は熟練労働者受け入れにより、受入国側の限界生産性が高まることで国内労働者所得は変化せず、結果積極的に熟練労働者を受け入れることになる、と説明した。第2節では、熟練労働者の平均生産物価値曲線は増加関数となり、それにより国内賃金および生産性が上昇することを証明した Harris モデル (1998) を紹介する。

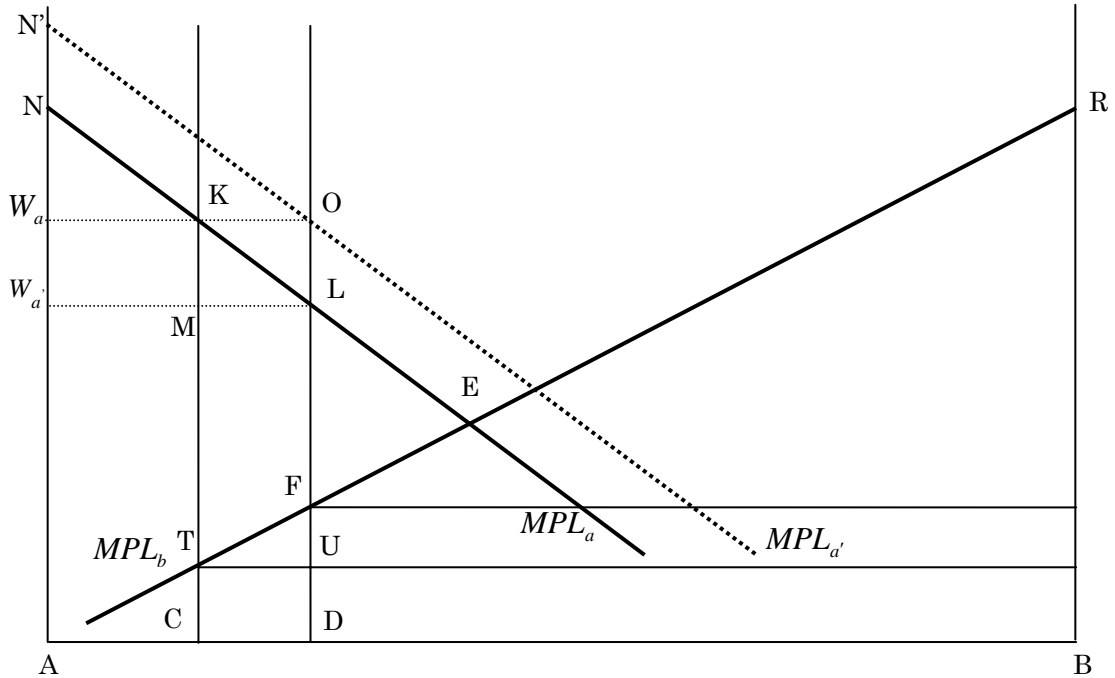
第1節 Grubel モデル (1994)

本節では熟練労働者受け入れモデルの一つ、Grubel モデルを紹介する。①世界には先進国である A 国と途上国である B 国が存在し、②情報は完全で移動コストはなく、③両国間には生産性格差が存在すると仮定する。(図 3.1) において横軸が労働者数を示しており、 A 国は AD の労働力、 B 国は BD の労働力を有している。 MPL_a は A 国の限界生産力を表しており、 MPL_b は B 国の限界生産力を表している。

ここで A 国が B 国から CD の未熟練労働力を受け入れたとしよう。この時、 A 国の資本所得は $NW_a K$ から $NW_a L$ に増加するが、国内の労働者所得は $AW_a KC$ から $AW_a MC$ に減少する。この国内労働者の効用が低下することが、途上国からの単純労働者受け入れを抑制する根拠となる。

しかし熟練労働者を受け入れた場合、 A 国の限界生産力曲線は MPL_a から $MPL_{a'}$ にシフトし、賃金は低下しない。よって国内労働者所得は労働者受け入れ前と変化はなく、資本所得は $NW_a K$ から $N'W_a O$ に増加することから、 A 国全体の所得は熟練労働者受け入れ前に比べて増加するので、先進国は熟練労働者の受け入れを積極的に推進するという結果になる。

図 3—1



第2節 Harris モデル (1998)

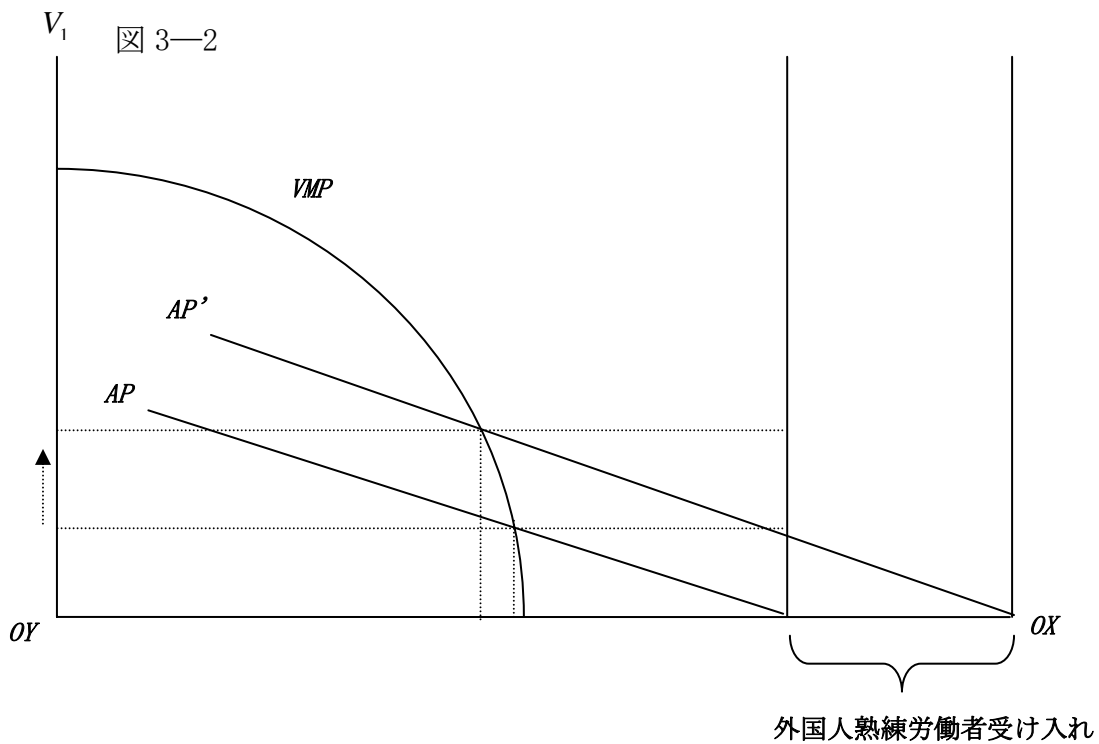
本節では熟練労働者に関するもう一つのモデルとして Harris モデルを紹介する。多数の国から形成されている世界経済を考えよう。各国では2種類の生産財 (X 財、 Y 財) が生産されており、それぞれ完全競争下で生産されている。 X 財は、様々なビジネスサービスを組み合わせることによって生産される。(例：サービス集約的な製品) ビジネスサービスは熟練労働のみによって生産されるものとする。また、 Y 財は熟練労働と未熟練労働によって生産される。ところで、 X 財の生産関数と単位費用関数は次のように表すことができる。

$$X = \left(\sum x_i^\rho \right)^{1/\rho} \quad 0 < \rho < 1 \quad (3.1)$$

$$C = \left(\sum p_i^{\rho/(\rho-1)} \right)^{(\rho-1)/\rho} \quad (3.2)$$

(3.1)の式は熟練労働者の平均生産物価値を表し、増加関数を示している。 X 財部門において熟練労働者が増加すれば、より多様なビジネスサービスの利用が可能となり、分業の進展による生産性の向上から限界生産物価値が上昇する。各地域の熟練労働市場均衡は(図3.2)に表されている。 AP は X 財部門における平均生産物価値、 VMP は限界生産物価値を示しており、左側(OY)から測った量が Y 財部門における熟練労働雇用量、右側(OX)から測ったものが X 財部門におけるそれとなっている。縦軸は賃金率及び生産性を示している。そして AP と VMP 交点において、均衡賃金率が決定される。

この状況で、外国人熟練労働者の受け入れを認めたとする。この場合、受入国、送り出し国を合わせた熟練労働者の総数は変わらない。そのため、 X 財のセクターが利用できるビジネス・サービス財の総数も変わらない。つまり熟練労働者の平均生産物価値(AP 曲線)は変化しない。よって、受け入れ前の AP 曲線と、受け入れ後の AP' 曲線の傾きは変化しない。この結果、熟練労働者受け入れにより均衡賃金率、生産性は図のように上昇する。



出典：井口泰『外国人労働者新時代』(2001)

第4章 実証分析

現状分析と先行研究から分かるように、外国人専門労働者に関して、日本国内の雇用については、所得は国内労働者とほぼ同等であることなどから、二重労働市場を生む危険性や社会的側面の悪影響も少ないと思われることに加え、Harris(1998)モデルによって外国人専門労働者の受け入れにより、その産業の生産性が上昇するということを理論的に示した。

本章では、実際に日本国内において、外国人専門労働者を有する企業と有しない企業とでは、生産性に違いが見られるのかについて分析を試みる。

第1節 分析手法

柴田将司『外国人 IT 技術者受け入れ緩和政策の情報処理産業への影響』(2003)を参考に、個別企業のデータを用いて生産関数を推計し、外国人専門労働者の雇用の有無が技術水準に影響を及ぼすかどうかを分析する。しかし、外国人専門労働者の在籍者数を公表している企業は少なく、受け入れの効果を厳密に把握することはできない。そこで、本稿では、一般的な外国人専門労働者活用による効果を分析していく。

第1項 分析対象

1 分析対象産業

現状把握で触れた通り、政府は外国人専門労働者の受け入れに関して積極的な姿勢を示しているものの、「興行」以外の在留資格による新規の専門的・技術的分野の外国人登録者数は微増ないし減少する傾向にある。そこで、本分析では、問題意識でも触れたように、今後需給ギャップが予想されるサービス業、製造業のうち、在留資格別にその産業分類がはっきりしている「研究」という分野で「化学（医薬品）」を分析対象とし、「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」などの在留資格を有する外国人労働者が属すると思われる産業である「精密機械・電気機械・一般機械」、「通信」の分野において、分析することとした。

2 分析対象企業

上記の産業において、株式公開しており、『有価証券報告書』より財務データが利用できる企業のうち、電話調査によって外国人専門労働者の有無といった情報を開示できた企業のみを分析対象とした。

3 分析対象年度

2005年を分析対象としたが、新規上場などにより2005年度の有価証券報告書がない場合には、2006年度を使用した。また、電話調査により2006年10月の時点での外国人専門労働者の有無を調査した。

第2項 推計式

各産業の生産活動がコブ・ダグラス型生産関数で近似されると仮定し、推計した。また、各企業における一般的な技術水準(A_0)と外国人専門労働者の雇用の技術水準への影響($e^{\lambda D_i}$)とによって、技術水準が($A_0 e^{\lambda D_i}$)で表されると仮定し、一般的な式に技術水準³に影響を及ぼす要因をダミー変数(D_i)として加えた(1)式を用いる。実際の推計では、それらに対数変換した(4.1')式を用いる。

⁴ ここでの技術水準というのは全要素生産性のことであり、一定の生産要素を投入した場合に得られる生産量を決定する技術の水準、生産効率を指す。つまり、同量の生産要素が投入された場合により多くの生産量を産出する技術がより水準の高い技術である。

【コブ・ダグラス型生産関数】

$$Y_i = A_0 L_i^\alpha K_i^\beta e^{\lambda D_i + \varepsilon_i} \quad (4.1)$$

$$\ln Y_i = \ln A_0 + \lambda D_i + \alpha \ln L_i + \beta \ln K_i + \varepsilon_i \quad (4.1')$$

| | | |
|---------------|---------------|-----------------------|
| Y_i : 付加価値額 | L_i : 労働投入量 | D_i : ダミー変数 |
| A_0 : 技術水準 | K_i : 資本投入量 | ε_i : 誤差項 |

本分析ではクロスセクションデータを使用した。本分析にて用いた変数およびそのデータソースは、以下の通りである。

表 4 - 1 変数及びデータソース

| 変数 | 単位 | 説明 | 出所 |
|-----------------|--------------|---|--|
| 付加価値額 | 百万円 | 売上総利益、あるいは営業収益 (産業別に調整) | 『有価証券報告書』(2005 年度) |
| 従業員数 | 人 | 全従業員数 | 『有価証券報告書』(2005 年度) |
| 償却対象有形 固定資産 | 百万円 | 有形固定資産より土地及び建設 仮勘定を除いたもの。資本投入 の代理変数。 | 『有価証券報告書』(2005 年度) |
| 外国人専門労 働者ダミー | 有り=1 なし=0 | 2006 年 10 月時点において専門・ 技術的外国人が在籍している企 業を 1 とし、在籍していない企業を 0 とするダミー変数。 | 2006 年十月に各企業に電話調 査を実施し、有効な解答を得ら れた企業を参照。 |

注) 係数右の*, **, ***はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%
を示す。また、括弧内の数値は t 値を示す。

第2節 分析結果

第1項 通信業

通信業においては、パラメータ、決定係数など概ね良好な結果が得られた。しかしながら、外国人専門労働者の有無を示す外国人専門労働者ダミーのパラメータについてみると、有意性は見られなかった。

表4-2-1 通信業における推計結果

| 被説明変数:Ln 付加価値額 推計式 | ダミーなし | ダミーあり |
|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| 定数項(※技術水準) | 2.318379* [4.018257] | 2.192523* [3.131407] |
| Ln従業員数 | 0.67882* [4.154982] | 0.720994* [3.437921] |
| Ln償却対象有形固定資産 | 0.416319* [4.803365] | 0.409387* [4.515351] |
| 外国人IT技術者ダミー | | -0.175834 [-0.329897] |
| 自由度修正済み決定係数 | 0.867761 | 0.863068 |
| 自由度 | 29 | 29 |

注) 係数右の*, **, ***はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。また、括弧内の数値はt値を示す。

これは、おそらく通信業はその業務を海外にアウトソーシングできるため、国内で外国人専門労働者を雇用する直接的なメリットが小さいためだと思われるが、この推計式による分析結果からは明言することは不可能であり、さらなる分析が必要である。

第2項 製造業

製造業（電気機械・一般機械・精密機械）においては、パラメータ、決定係数、外国人専門労働者ダミーのパラメータについても有意な結果が得られた。

表4-2-2 製造業における推計結果

| 被説明変数: Ln 付加価値額 推計式 | ダミーなし | ダミーあり |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 定数項(※技術水準) | 2.352794* [6.930819] | 2.427275* [7.379574] |
| Ln従業員数 | 0.4334* [3.441603] | 0.429061* [3.528182] |
| Ln償却対象有形固定資産 | 0.430472* [3.920708] | 0.395832* [3.707387] |
| 外国人IT技術者ダミー | | 0.411623* [2.743008] |
| 自由度修正済み決定係数 | 0.79144 | 0.805537 |
| 自由度 | 93 | 93 |

注)係数右の*, **, ***はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。また、括弧内の数値はt値を示す。

この推計結果より、外国人専門労働者を雇用していない企業よりも雇用している企業の方が技術水準は上昇しており、生産性が向上していることが分かる。

この直接的なプロセスには様々な理由が考えられるが、電話調査などにより得られたものを挙げておく。まず、製造業における外国人専門労働者は「技術」「企業内転勤」などの在留資格により入国した労働者が多くを占めており、代表的な職種としては機械工学などの技術者や、海外子会社からの転勤者などである。これらの外国人専門労働者を国内で雇用することによって、日本人にはない高度な知識の活用、海外との新たなネットワーク構築、海外との取引業務の円滑化、海外進出を予定する企業などにおける現地法人幹部の養成などの効果が期待され、結果的に企業の生産性が上昇するものと思われる。

第3項 化学（医薬品）

化学（医薬品）については、パラメータ、決定係数ともに概ね有意な結果が得られた。外国人専門労働者ダミーのパラメータも有意水準5%で棄却される結果となった。

表4-2-3 化学(医薬品)における推計結果

| 被説明変数:Ln 付加価値額 推計式 | ダミーなし | ダミーあり |
|-----------------------|--------------------------|---------------------------|
| 定数項(※技術水準) | 1.243062** [2.060978] | 1.429832** [2.449447] |
| Ln従業員数 | 0.51778* [4.314417] | 0.470318* [4.010530] |
| Ln償却対象有形固定資産 | 0.590505* [5.097440] | 0.590552 [5.350126]* |
| 外国人IT技術者ダミー | | 0.311083 [1.825580]*** |
| 自由度修正済み決定係数 | 0.907424 | 0.915949 |
| 自由度 | 26 | 26 |

注)係数右の*, **, ***はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。また、括弧内の数値はt値を示す。

そして、医薬品産業においては、外国人専門労働者を雇用していない企業よりも、雇用している企業の方が技術水準は大きく上昇しており、外国人専門労働者の雇用により生産性が上昇していると言える。

医薬品産業における外国人専門労働者は、研究・開発という職種に従事している労働者が多くを占めており、「研究」の在留資格により入国している。この産業における企業のおよそ半数が海外現地法人を有しており、製造業と同様のプロセスで生産性が上昇するものと思われる。

以上の分析結果をまとめると、

- ・ 通信業においては、外国人専門労働者の受け入れと生産性向上に相関性が見られなかった。
- ・ 製造業においては、外国人専門労働者の受け入れと生産性向上にプラスの相関性が見出された。
- ・ 化学（医薬品）においては、有意性は少し低いものの、外国人専門労働者の受け入れと生産性向上にプラスの相関性が見出された。

第5章 政策提言

現状分析では、政府の政策に反して外国人専門労働者が微増に留まっていることを示し、その要因として、特に、外国人専門労働者獲得に向けての企業意識・努力の低さに焦点をあてて分析を行った。そして、先行研究と実証分析を通して、外国人専門労働者の受け入れによる生産性上昇を明らかにした。以上の結果を踏まえて、外国人専門労働者獲得に対する有効な政策を提示していく。

1 在留資格のさらなる規制緩和

在留資格の規制緩和についてはすでに進められており、平成 18 年度の入国管理および難民認定法の改正により情報処理技術者や医師、看護師に関して、在留期間・就労場所などの就労制限が緩和されている。また今年度 11 月に、特定活動⁴に関しては在留期間が「3 年」から「5 年」に延長された。しかしながら、本稿が行った分析の結果を踏まえると、製造業における機械工学技術者や、化学などの研究・開発者など、「技術」「研究」に対する在留資格などの規制緩和も十分に進めてゆく必要がある。よって具体的には、

- ・「技術」の在留資格に基づく外国人専門労働者の入国審査を緩和すること
- ・「技術」「研究」の在留資格において、現在「3 年または 1 年」となっている在留期間を、特定活動と同様に「5 年」に延長すること

この 2 点をここでは提言する。

2 政府による外国人専門労働者の語学研修制度の創設

グローバル化が進む世界経済において、日本が外国人専門労働者を獲得するために、外国人専門労働者が日本で働く上での弊害をできるだけ排除する必要がある。その一番の弊害が

⁵ 「特定研究活動」、「特定研究事業活動」、「特定研究家族滞在活動」、「特定情報処理活動」、「特定情報処理家族滞在活動」、「外国人教授の教育活動」、「外国人教授の家族滞在活動」がある。

日本語能力であり、上記で企業努力の低さについて述べたが、我々が行った企業への電話調査でも明らかになったように外国人専門労働者に対する研修制度を実施している企業は非常に少ない。外国人専門労働者は、既にその分野の専門的知識を有しているので、スキルアップを目的とした研修はあまり重要ではないと考えられる。したがって、日本語習得を目的とした研修制度の導入により、外国人専門労働者の日本における就労弊害を軽減でき、獲得数増加が期待できる。

しかしながら、電話調査の結果からもわかるように、現在外国人専門労働者獲得に対して消極的な姿勢を示している企業がかなりの数を占めており、もし企業に外国人専門労働者を獲得するインセンティブが生じたとしても、企業側が個別に研修を行うとなれば費用もかかるため再び消極的な姿勢に戻ってしまうかもしれない。そこで本稿では、今まで日本語のコミュニケーションなど語学力の面で外国人専門労働者を敬遠していた企業も積極的に獲得でき、外国人専門労働者の雇用を促進するため、具体的に、

・政府による外国人専門労働者対象の日本語研修制度の創設
を提言する。

3 産官連携のもとでの包括的獲得努力の促進

外国人専門労働者の受け入れによって生産性が上昇する傾向にあるということ、先行研究と実証分析によって示した。しかし、現在、企業側がこのことをよく理解し、外国人専門労働者獲得に積極的な姿勢を示しているとは決して言えない。このことは、現状分析でも述べたとおり、わが国の外国人専門労働者数が、政府の政策に反して微増に留まっている原因のひとつであると考えられる。企業に外国人専門労働者を受け入れることでプラスになるという概念がなければ、受け入れに対する努力が行われないのは当然であり、その点に関しての改善が必要であると考えられる。

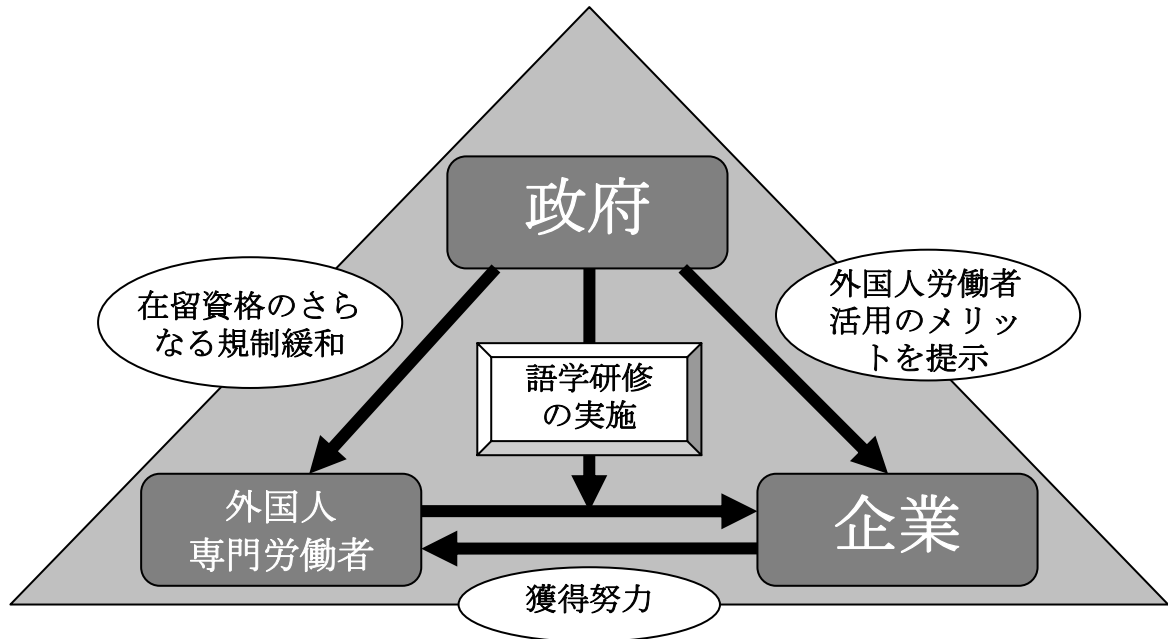
そこで、本稿では企業に対して、外国人専門労働者受け入れによる生産性上昇の事実の認知度を高めることを提言する。すなわち、具体的には

- ・「政府広報」や「基本計画」などで、外国人専門労働者を活用した場合、生産性が上昇するという具体的メリットとそのプロセスを示すことによる、企業の獲得努力の向上促進
- ・実際に企業の外国人専門労働者の採用情報を政府と共有化し、雇用契約までの流れをスムーズにすること

の2点でもって、産官連携のもとでの外国人専門労働者の包括的獲得努力の促進を提言する。

図 5 - 1

外国人専門労働者獲得のための新たなモデル



現状分析で見てきたように、政府が外国人専門労働者獲得に向けて積極的な姿勢を示しているのに対し、実際に雇う企業側の獲得意識・努力は低く、そのことに関する政府から企業への働きかけがない状態であった。本稿が提言した①「在留資格のさらなる規制緩和」、②「政府による外国人専門労働者の語学研修制度の創設」、③「産官連携のもとでの包括的獲得努力の促進」の3つの政策によって、政府、企業、外国人専門労働者のそれぞれが相互に関わり合い、よりスムーズな獲得が行われると考えられる。

《先行論文》

- ・後藤純一(2005)「日本アジア FTA と外国人労働者問題」
『国民経済雑誌』第 192 巻 第 5 号 1-13 頁
- ・後藤純一(2004)「日本の労働力需給ギャップと外国人労働者問題」
『日本労働研究雑誌』第 531 号 16-25 頁
- ・Harris, R. G. (1998) “The Internet as the GTP : Factor Market Implications,”
in A Helpman, E(ed) *General Purpose Technologies and Economic Growth*,
(Cambridge , MA : MIT press)
- ・柴田将司(2003)『外国人 IT 技術者受け入れ緩和政策の情報処理産業への影響』ワールド
ワイドビジネスレビュー第 4 巻第 3 号 121-134 頁
- ・宮川努 山澤成康(2001)『GDP 統計の変更と景気循環』ファイナンシャルレビュー第 57
号
- ・堤雅彦 清田耕造(2002)『日本を巡る自由貿易協定の効果：CGE モデルによる分析』
<http://www.jcer.or.jp/research/discussion/discussion74.html>
- ・岩本康志(2004)『人口高齢化と社会保障』ファイナンシャル/レビュー第 72 号 58-77 頁
- ・増田耕太郎(2003)『国際的な人材獲得競争の時代へ』季刊 「国際貿易と投資」
- ・みずほ総合研究所(2006)『みずほレポート～労働不足はどうすれば解消するか～』

《参考文献》

- ・菊地徹(2007)『コミュニケーションネットワークと国際貿易』有斐閣
- ・厚生労働省(2002)『外国人雇用問題研究会報告』
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0705-3.html>
- ・後藤純一 (1990)『外国人労働の経済学—国際貿易論からのアプローチ』東洋経済新報社
- ・後藤純一 (1988)『国際労働経済学—貿易問題への新しい視点』東洋経済新報社
- ・後藤純一(1993)『外国人労働者と日本経済—マイグロエコノミクス(外国人労働者の経済学)のすすめ』有斐閣
- ・吉田良生・河野稔果 (2006)『国際人口移動の新時代』原書房
- ・大塚友美 (1993)『国際労働移動の政治経済学』税務経理協会
- ・井口泰 (2001)『外国人労働者新時代』筑摩書房
- ・依光正哲 (2003)『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報社
- ・桑原靖夫(1993)『国際労働力移動のフロンティア』日本労働研究機構

- ・ 桑原靖夫(2001)『グローバル時代の外国人労働者～どこから来てどこへ』東洋経済新報社
- ・ 浦田秀次郎 (2002) (日本の自由貿易協定 FTA 戦略』日本経済新聞社
- ・ 厚生労働省外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム (2006)
『外交人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ』
- ・ 厚生労働省(2004)『外国人雇用状況報告』
- ・ 厚生労働省(2002) (2003) (2004) (2005) (2006)『労働経済白書』大日本印刷
- ・ 経済産業省(2005)『外国人労働者問題』

《データ出典》

- ・ 内閣府(2005) (2006)『国民経済計算』 <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>
- ・ 金融庁(2005)『有価証券報告書』 <https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>
- ・ 経済産業省(2005)『外国人労働者問題』
<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/bb1051006.pdf>
- ・ 厚生労働省(2002)『産業労働事情調査』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/sangyo/01/index.html>
- ・ 法務省入国管理局(2004) (2005) (2006)『出入国管理』アイネット
- ・ 経済産業省(2005) (2006)
『通商白書～我が国と東アジアの新次元の経済的繁栄に向けて～』ぎょうせい